

**佐賀市自治基本条例に関する
提言書(案)**

**平成25年4月
佐賀市自治基本条例検討会議**

提言にあたって

佐賀市自治基本条例検討会議では、“活力あるまちづくり”の実現に向けて、その仕組みやルールづくりとして「自治基本条例」の制定に向け、自治基本条例素案の検討を行ってまいりました。

平成24年2月18日の第1回会議は雪の舞う中での開催となり、学識経験者や地域活動の実践者など10名、無作為抽出で選ばれた市民20名、一般公募で選ばれた市民5名の委員35名で検討会議が立ち上がりました。自治基本条例に関する知識はほとんどなく、また、これまで行政にかかわる機会の少なかった委員がほとんどの中、「そもそも自治基本条例とは何か。」、「1年2ヶ月で条例素案が本当にまとまるのか。」といった不安を抱えてのスタートでした。

検討の前段として、地方自治総合研究所 辻山幸宣所長、九州大学大学院 加留部貴行客員准教授、委員でもある佐賀大学 奈須祐治准教授といった専門家の講義、市担当部局の説明を受け、少しずつ理解を深めました。

検討にあたっては、ワークショップ形式を導入し、委員一人ひとりが自治のまちづくりに対して意見を述べ、それを集約する形で進めてきました。その中では、「行政や議会にまかせきりにするのではなく、市民も積極的に、情報を収集し、まちづくりに参加する姿勢が必要ではないか。」「この条例は、自分たち市民が市民に説明することが必要ではないか。」「出来上がってからがスタートで、市民みんなで育てる条例にしたい。」といった意見が出されました。

検討会議は、みんなで情報を共有し条例を作っていくことを基本として、この1年2ヶ月で15回の全体会議を積み重ねてきました。また、検討会議で出された意見を整理し、条例素案と逐条解説をまとめていくため、起草部会（検討会議の中から委員6名を選出）を8回開催してきました。

このようにして、「自分たちのまちは自分たちで治める」という考え方のもと、行政や議会との役割分担やしぐみを示すものとしてこの条例素案をとりまとめました。

検討会議は、10代から80代までの幅広い年代の委員で構成され、経験や考え方もさまざまであり、市民の代表でもありません。しかし、委員は、“佐賀市をよりよいまちにしよう”という目標を共有して、活発に意見を出し合い、互いを尊重し、時には譲り合いながら検討してきました。正に、自治が成り立つ会議であったと思います。

このような経過を経て、季節が一巡したこの春、ここに佐賀市自治基本条例に関する提言書をまとめるに至りました。この提言の内容とともに、これまでの議論の経過も十分に踏まえ、さらに多くの市民の意見を取り入れながら、市民、議会、行政が、それぞれの場で議論を深めていただき、佐賀市にふさわしい自治基本条例が制定されることを願います。

平成25年4月
佐賀市自治基本条例検討会議
会長 荒牧 軍治

目次

1. 自治基本条例素案の内容

前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 この条例の尊重	
第4条 自治の基本理念	
第5条 自治の基本原則	
第2章 市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割及び責務	8
第6条 市民の権利	
第7条 市民の役割及び責務	
第8条 市民活動団体の役割及び責務	
第9条 事業者の役割及び責務	
第10条 議会の役割及び責務	
第11条 市長の役割及び責務	
第12条 職員の役割及び責務	
第3章 情報共有、市民参加及び協働	15
第13条 情報共有	
第14条 説明責任	
第15条 会議の公開	
第16条 個人情報の適正な管理	
第17条 市民参加の推進	
第18条 意見公募手続	
第19条 意見等の取扱い	
第20条 審議会等	
第21条 住民投票	
第22条 協働の推進	
第23条 地域コミュニティ活動	
第24条 災害等への対応	
第25条 子どもへのまなざし	
第4章 市政運営	29
第26条 総合計画	
第27条 行政評価	
第28条 財政運営	
第29条 行政手続	

第5章 国及び他の地方公共団体との関係等.....	32
第30条 国及び他の地方公共団体との関係	
第31条 国際的な視野の醸成	
第6章 条例の検証.....	33
第32条 佐賀市自治基本条例検証委員会	
第33条 条例の見直し	
2. 参考	
(1) 自治基本条例素案の構成（体系図）.....	35
(2) 佐賀市自治基本条例検討会議設置要綱.....	36
(3) 自治基本条例検討会議委員名簿.....	37
(4) 検討経過.....	38
(5) 広報活動について.....	40

1. 佐賀市自治基本条例素案の内容

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりにかかわる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【解説】

<趣旨>

前文は、この条例を策定する意義を示しています。

<説明>

(第1段落) 佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。

- ・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。
- ・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、七賢人に代表されるような多くの人材を輩出してきました。
- ・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。

(第2段落) 第1段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。

- ・わたしたちは、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”をつくっていくことを目指します。
- ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める」という自治の主体として、その役割に自覚を持ってまちづくりをすすめます。
- ・わたしたちは、目指すまちに向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。

(第3段落) 第2段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりをすすめるために自治基本条例を制定することを示しました。

- ・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。

- ・わたしたちは、まちづくりにかかわる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくためにこの条例を制定します。

【主な意見】

- ・できるだけシンプルでソフトな表現とし、市民全員に受け入れられるような文章にしたい。
- ・前文の中では、誰が何を担うのかという役割の部分が重要だと考えられる。
- ・「佐賀市らしさ」を表す表現として、固有名詞を盛り込み過ぎないようにし、その背景となるような考え方や理念を表現したい。(⇒ 自然、歴史、文化、教育)

□ 検討会議で出された佐賀らしさを表す固有名詞等

天山山系／バルーン／カササギ／トンボ／ムツゴロウ／海苔／肥前の国／吉野ヶ里遺跡／肥前国庁跡／三重津海軍所跡／栄の国／七賢人／質実剛健／葉隠の精神／江戸末期から明治初期等の先人／スロー（のんびり）／ゆつつら〜と／おだやか／お世話好き（しゃ〜びゃ〜）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに行政の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けられる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

<趣旨>

第1条は、この条例の目的を規定しています。

<説明>

この条例の目的は、「自分たちのまちは、自分たちで治める」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けられる地域社会を実現することです。子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すために、この条例では、「自治の基本理念」と「自治の基本原則」、「市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割及び責務」、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などを定め、これらの着実な実行を通じて自治の進展を図り、安心して暮らし続けられる地域社会を実現することとしています。

【主な意見】

- ・人口減少・少子高齢化が進行することが見込まれる中、佐賀市が「安心して暮らし続けられる」持続可能な地域社会であって欲しい。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
 - エ 市民活動団体
 - オ 事業者
- (2) 市民活動団体 本市の区域内において公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を行う団体又は本市の区域内を市民活動の拠点とする団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営み、又は事業所を有する個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。
- (5) まちづくり 市民の公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (6) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (7) 情報共有 市民、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を相互に提供し、及び共有することをいう。
- (8) 市民参加 市民が、まちづくりに主体的にかかわり、行動することをいう。
- (9) 協働 市民活動団体、事業者、議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【解説】

<趣旨>

第2条は、この条例で使われている用語の意味を規定しています。

<説明>

(第1号関係)「市民」は、本市の区域内に居住地その他の本拠を有している個人のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内に不動産（土地、建物など）を有する人、市民活動団体、事業者を指します。

まちづくりには、住民だけではなく、様々なかたちで本市にかかわる人々の力を結集していくことが必要です。そのために、住民以外に、市民活動団体や事業者、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する者、さらに防犯・防災や景観などの観点から土地建物の管理責任が重要となっていることを踏まえ、市内に不動産を有する者も「市民」に含めています。

なお、「ア 本市の区域内に住所を有する者」とは、地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）で規定される「市町村の区域内に住所を有する者」を指しており、国籍の如何は問いません。

(第2号関係)「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）及びテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など市民を基盤として市内で市民活動に取り組む団体、又は市内に市民活動の拠点がある団体を言います。

(第3号関係)「事業者」は、本市の区域内で企業、商店などの事業を営み、又は事業所（事務所を含む）を有する個人や団体を指します。

(第4号関係)「市長等」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長のほか、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）と、独立した権限を有する

地方公営企業の管理者（本市の場合、上下水道事業管理者と自動車運送事業管理者）を指します。市長は、市の行政を統轄し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることから、この条例では「市長等」と表現しています。

（第 5 号関係）「まちづくり」は、市民、議会や市長等の主体的な活動により行われる市民の公共の福祉を増進するための活動の総体を言います。

（第 6 号関係）「市政」は、まちづくりのうち市が担うもので、議会及び市長等の活動すべてを言います。

（第 7 号関係）「情報共有」は、まちづくりに関する情報を、市民、議会、市長等が互いに提供し、共有して共通の理解を深めることを言います。

（第 8 号関係）「市民参加」とは、まちづくりに関して、市民個人が、地域や社会の課題解決に向けて責任を持って活動し、又は組織の企画や活動に自発的にかかわることを言います。

（第 9 号関係）「協働」とは、異種・異質な組織が地域や社会の課題解決のため、相互の自主的・主体性を尊重し、それぞれの特性を活かして、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携、協力をすることを言います。

【主な意見】

- ・市民の範囲として、住民のほか、通勤・通学者や事業者と市民活動団体なども対象とする。ただし、事業者と市民活動団体は組織であるため、別に定義付けを行った方がよい。

(この条例の尊重)

第3条 他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第3条は、この条例の尊重について規定しています。

<説明>

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、自治基本条例以外の条例、規則等の制定改廃を行うときは、自治基本条例との整合を図り、その趣旨を尊重することを規定しています。

【主な意見】

- ・できるだけシンプルな表現にし、わかりやすいものにしたい。
- ・この条文は、重要であり、条文の前段に記載するべきだと思う。
- ・言葉（基本的規範、最高規範、最大限尊重）の表現に注意が必要。
- ・条例を作るだけでなく、きちんと守るように。

(自治の基本理念)

第4条 本市は、安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、市民が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【解説】

<趣旨>

第4条は、自治の基本理念について規定しています。

<説明>

本市は、市民が安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める」という考え方にに基づき、市民が主体的にまちづくりに関わり、活動を行っていくことを自治の基本理念として定めています。

(自治の基本原則)

第5条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【解説】

<趣旨>

第5条は、自治の基本原則を規定しています。

<説明>

(第1号関係) 市民が市政やまちづくりに積極的に参加し活動するためには、情報の収集はもちろんの

こと、情報の共有が前提となることから、基本原則の第一として「情報共有の原則」を規定しています。

(第2号関係) 市民はあらゆるまちづくり活動に参加できる機会を有するとともに、主体的にまちづくりにかかわることを、基本原則の第二として規定しています。

(第3号関係) まちづくりの課題の解決にあたっては、市民活動団体、事業者、議会、市長等がお互いの役割分担のもと、協働して取り組むことを、基本原則の第三として規定しています。

【主な意見】

「まちづくりの問題点は何か」について検討し、その解決のための視点を基本原則としてまとめました。

- ・行政と市民の情報の共有不足。
- ・市民と行政の互いのニーズが分からない。
- ・市民の情報力（＝コミュニケーション）不足。
- ・参加のきっかけがない。
- ・多忙で参加できない。
- ・地域住民としての自覚が欠如しており、このことが地域コミュニティ及び地域力の低下に繋がっている。
- ・NPO団体にどのような団体があり、活動しているか等を知る機会や設定がない。
- ・行政にどこまでしてもらえるのか分からない。

第2章 市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【解説】

<趣旨>

第6条は、市民の権利について規定しています。

<説明>

(第1号関係)「自治の基本原則」のひとつである情報共有の原則から、市民は市政に関する情報を知る権利を有しています。具体的には、第13条(情報共有)に規定しています。

(第2号関係)「自治の基本原則」のひとつである市民参加の原則から、様々なまちづくりの場において、市民が積極的な関わりを持つことができる権利を規定しています。

(市民の役割及び責務)

第7条 市民は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりにかかわるあらゆる主体の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【解説】

<趣旨>

第7条は、市民の役割及び責務を規定しています。

<説明>

(第1項関係)市民は、1人ひとりが自治を担う存在であるという自覚をし、自らの発言や行動に対して責任を持つとともに、「自治の基本理念」である「安心して暮らし続けられる地域社会を実現する」ための役割を広く担うと定めています。

(第2項関係)市民は、主体的に活動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集するとともに、他の市民、団体等のあらゆる主体の立場や意見を尊重し、パートナーとして、助け合いの精神をもってまちづくりに参加していくことを規定しています。なお、市民の参加は、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではありません。

【主な意見】

- ・市民は、1人1人の考えが地域社会を動かす原動力になることを自覚するべきだと思う。
- ・市民は、何よりもまず自助努力をする。

- ・市民は、権利のみにとらわれず、責務を守る。
- ・市民は、住みやすいまちとするために自分の言動に責任を持ち行動する。
- ・市民は、自分の住んでいる地域に関心を持つようにする。
- ・市民は、行政にまかせず自ら行動・情報収集しなければならない。
- ・市民は、地域行事や集会などの地域コミュニティ活動に積極的に参加することも重要。
- ・市民は、相手の立場を尊重できる心を尊重する。
- ・市民は、人と人とのコミュニケーションを大切にし、信頼し合える関係を築けるようにする。
- ・向こう三軒両隣の関係を再構築が必要とされる。
- ・市民は、お互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、同じ立場でまちづくりに関わるようにしていきたい。

(市民活動団体の役割及び責務)

第 8 条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、その活動を通じて地域における課題の解決及びその地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及びその地域の活性化を図るため、市民活動団体間における連携及び市民活動団体の組織の活性化に努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第 8 条は、市民活動団体の役割及び責務について規定しています。

<説明>

(第 1 項関係) 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきこと、また、その担い手であることを自覚して、その活動を通して地域の課題解決と活性化に貢献するよう努めることを規定しています。

(第 2 項関係) 市民活動団体は、地域の課題解決と活性化に向けて、相互の連携や組織としての活性化に努めるものと規定しています。なお、「組織の活性化」とは、単に活動を活発にするだけでなく、財源や人材の確保など団体の活動を継続することを含めて活性化することを意図しています。

【主な意見】

- ・市民活動団体と協働で子どもを育て、安全・安心なまちづくりを行う。
- ・市民活動団体には、協働型まちづくりの中核の役割を担う存在になって欲しい。
- ・市民活動団体は、活動内容等の実績を説明報告するとともに情報を共有すべきだと思う。
- ・市民活動団体には、市民が参加しやすい場（雰囲気）を提案（供）して欲しい。
- ・市民活動団体は、市民が気軽に参加できる場所を日ごろから提供して欲しい。
- ・市民活動団体相互の連携や市民活動団体の組織が強化されることも重要である。

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第9条は、事業者の役割及び責務について規定しています。

<説明>

事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、その役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図るよう努めることを規定しています。

例えば、地域の清掃活動や祭りへの協力などのほか、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。

【主な意見】

- ・事業者は、地域社会を構成する一員（市民）であることを自覚し、事業と共に地域発展の一翼を担うべきだと思う。
- ・事業者は、市民活動やまちづくり活動に積極的に参加し、様々な活動を通じて地域に還元できるようにするべきだと思う。
- ・事業者には、環境を守る取り組みを行って欲しい。
- ・事業者には、地域の行事に積極的に参加して欲しい。
- ・事業者は、地域社会の環境の保全に努めなければならない。

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成される議事機関及び意思決定機関としての役割を担うものとする。

- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 議会の運営その他必要な事項については、別に条例で定める。

【解説】

<趣旨>

第10条は、住民の代表である市議会の役割及び責務について規定しています。

<説明>

(第1項関係)議員の合議体である議会は、市長とともに住民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、二代表制の一翼として議事機関及び意思決定機関としての役割を担います。

(第2項関係)議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営の状況の管理と評価を行い、適切な判断と責任ある活動を行わなければならないことを定めています。

(第3項関係)議会の運営その他必要な事項については、佐賀市議会基本条例(平成21年条例第17号)で定められています。

○佐賀市議会基本条例

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

(市民との関係の基本原則)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

【主な意見】

- ・市民の代表であることを常に自覚し公正性、透明性及び信頼性を重んじ、開かれた議会にする。

- ・議員の討議を尊重しつつ、議会全体の一体性を確保すべきではないか。
- ・議会には、市全体の視点からまちづくりをすすめて欲しい。
- ・議会は、市民の負託にこたえるため情報公開を推進し、十分な活動報告をする。
- ・議会は、市民参加を促す努力をする。

(市長の役割及び責務)

第 11 条 市長は、選挙で直接選ばれた代表者として本市を統轄するものとする。

- 2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。
- 3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第 11 条は、市長の役割及び責務について規定しています。

<説明>

(第 1 項関係) 市長は、住民から直接選挙で選ばれた「市の代表者」としての役割と責務を認識し、市を統轄していかなくてはなりません。

(第 2 項関係) 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的な視点を持ち、透明性の確保に努めます。

(第 3 項関係) 市長は、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、市職員の能力及び資質の向上に努め、それを的確に評価し適正に配置しなければなりません。また、効果的かつ効率的な市政運営のための組織運営に努めることを規定しています。

【主な意見】

- ・市長は、佐賀市の政治的なリーダーとして市を統率するとともに、公正かつ誠実に職務を執行し、適正な運営を行ってほしい。
- ・市長は、市民と対話し、市民、まちづくりに関する情報を積極的に公開する。
- ・市長は、市民に対して平等であり、身近な存在になるように努める。
- ・市長は、経営的視点をもって市政運営に努める。
- ・市長は、職員の教育に力を注ぎ、職員の能力を的確に評価して配置する。

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立った公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応するため、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第12条は、「職員の役割及び責務」について規定しています。

<説明>

(第1項関係) 市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関であることを規定しています。

なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。

(第2項関係) 市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民の視点に立ち、公平かつ誠実な職務の遂行に努めることを規定しています。

(第3項関係) 地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあつて、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力や資質の向上に努めることを規定しています。

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなごし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。(本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。)

【主な意見】

- ・職員は、市長、行政委員の補助を徹底して、市民のための業務を遂行する。
- ・職員は、市民に対して、公平、誠実に行動し、必要となるような情報を発信する。
- ・職員は、市民とコミュニケーションを積極的に行い、地域の状況を把握する。
- ・職員は、市長の方針を尊重し補佐すると共に職務を効率的に遂行する。
- ・職員は、研修・勉強会に積極的に参加し、自己の能力を高めるよう努力してほしい。
- ・職員は、市民のリーダーとなる人だと意識しなければならない。

(情報共有)

第13条 市民活動団体、事業者、市長等及び議会は、市民のまちづくりへの参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供することにより、情報の共有に努めるものとする。

2 市民は、別に条例で定めるところにより、まちづくりへの参加及び協働に必要な市政に関する情報の公開を、市長等及び議会に対し、請求することができる。

【解説】

<趣旨>

第13条は、情報の共有について規定しています。

<説明>

(第1項関係) 情報の共有は、市民参加・協働の前提となるものであり、各主体（市民活動団体、事業者、市長等、議会）は、まちづくりに関する情報を、積極的に公表又は提供し、情報の共有に努めることとしています。

また、本市の情報公開制度は、「佐賀市情報公開条例（平成17年条例第19号）」とこれに準じる規則又は規程（議会、各行政委員会で規定）に基づいて行われています。

ただし、個人情報など佐賀市情報公開条例第6条各号の非公開情報に該当するものについては、「正当な理由」にあたるため、公表や提供はできません。

○佐賀市情報公開条例

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名

オ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公開することが必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準に該当するもの

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公協団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 実施機関との契約又は当該契約に関し作成された実施機関の支出に係る文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名
- (4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公協の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公協団体、地方独立行政法人及び公協的団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であつて、その内容及び性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業に関する関係者との信頼関係が著しく損なわれ、これらの事務事業の実施の目的が著しく失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(第2項関係) 市民は、佐賀市情報公開条例第5条に基づき、市政への参加及び協働に必要な情報の公開の請求を行うことができると定めています。なお、当然のことながら、情報公開の前提として、市長等と議会には市政に関する情報を正確かつ適正に収集、管理することが求められます。

○佐賀市情報公開条例

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。

【主な意見】

- ・ 市政への参加及び協働を促進するために規定が必要。
- ・ 市政を理解するため、また広く市民に知らせるために情報共有は、必要不可欠である。また、情報が必要な時だけでなく積極的にわかりやすい情報を公開すべきだと思う。
- ・ 知る権利から派生するもので規定は必要。

(説明責任)

第 14 条 市長等は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】

<趣旨>

第14条は、説明責任について規定しています。

<説明>

市長等が実施する事業の内容や政策の企画立案、実施、評価のプロセスなどについて市民の理解が深まるよう、市長等が責任をもって市民に理解しやすいような説明することを規定しています。

【主な意見】

- ・情報公開するだけでは不十分であり、説明を行うことで市民の理解を深められるため必要である。
- ・各機関が分かりやすく簡潔な文章で説明を行うことも必要だと思う。
- ・分かりやすく、明らかに、情報の入手のしやすさを重視する。

(会議の公開)

第 15 条 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関及びこれに準じて設置された調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。第 20 条において同じ。）の会議は、原則として公開するものとし、公開に関する基準については、市長が別に定める。

【解説】

<趣旨>

第15条は、審議会等の会議の公開について規定しています。

<説明>

審議会等の会議の公開は、市民が市政に関する情報を知る権利を保障する重要なものです。

「自治の基本原則」のひとつである情報共有の原則から、審議会等のうち、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について設置された審議会、審査会、協議会等の会議については、「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（平成 17 年訓令第 17 号）」において原則公開と規定しています。ただし、公開基準において一部の例外を定めています。

○佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程

(対象とする会議)

第 2 条 この訓令における審議会等の会議とは、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、諮問、調査等（以下「審議等」という。）を行うために設置された審議会、審査会、協議会等（以下「審議会等」という。）の会議をいうものとする。

(会議の公開基準)

第 3 条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 佐賀市情報公開条例（平成 17 年佐賀市条例第 19 号。以下「条例」という。）に規定する非公開情報に関し、審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【主な意見】

- ・情報の共有化を進めるため、規定が必要である。
- ・情報公開に含まれるものであるため、情報公開の中で項立ててはどうか。
- ・会議の公開は、市民の知る権利を保障し、情報を共有する重要な項目であるため、ひとつの条文として規定した方がよい。

（個人情報 の 適正 な 管理）

第 16 条 市長等及び議会は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民が自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、市民の権利及び利益を保護しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第16条は、市が保有する個人情報の適正な管理について規定しています。

<説明>

市長等と議会は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民が自らの個人情報の開示等を請求する権利を保障し、市民の権利や利益を保護することを定めています。

また、管理する際は「佐賀市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 20 号）」とこれに準じる規則又は規程（議会、各行政委員会で規定）に基づいて適正に管理する必要があります。

○佐賀市個人情報保護条例

（適正管理）

第 1 1 条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする事。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故を未然に防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

【主な意見】

- ・情報公開するにあたっての行政側の義務として基本条例にもあえて規定する。
- ・規定が必要ではあるが、理由や必要性に応じて保護の具合がある。過剰対応は問題であり、情報を共有する者同士の信頼関係の構築が重要である。
- ・「個人情報の保護」と規定するより、「個人情報の適正な管理」といった包括した表現がよい。

(市民参加の推進)

第17条 市長等及び議会は、市民がまちづくりに参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第17条は、市民参加について規定しています。

<説明>

「自治の基本原則」のひとつである市民参加の原則を踏まえ、市長等と議会は、市民がまちづくりに参加できる機会の確保するため、その環境を整備することを定めています。

参加する環境としては、市政においては、第18条から第21条に規定する「意見公募手続（パブリックコメント）」、「意見等の取扱い」、「審議会等」、「住民投票」のほか、意向調査(市民アンケート)、説明会、ワークショップや議会が実施する議会報告会などが挙げられます。

【主な意見】

- ・基本原則のひとつである「市民参加の原則」について、条項としてきちんと起こしておいた方がよい。
- ・明文化することで市民の積極性（能動性）を誘発できる。
- ・市民の参加はいうまでもなく、将来性のある子どもへの市民教育、市民参加のあり方、教育も重要。

(意見公募手続)

第 18 条 市長等は、市政に係る基本的な政策等を実施するに当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第18条は、市民参加の推進のために必要な意見公募手続（パブリックコメント）制度について規定しています。

<説明>

市長等は、市政に係る基本的な政策等を実施するに当たって、市民に内容等を公表し、「意見公募手続（パブリックコメント）」により、広く市民の意見を求めることを定めています。なお、本市では、「佐賀市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、意見公募手続（パブリックコメント）を実施しています。

○佐賀市パブリックコメント手続実施要綱

(対象)

第 4 条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画，個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他市の基本的な事項を定める計画（別表に定めるもの又はこれと同程度の内容のもの）の策定又は改定
- (2) 広く市民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 広く市民等の公協の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨，市民生活への影響等を勘案して，パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

【主な意見】

- ・市民が市政にシンプルに参画できる制度である。市民が積極的に参加すること、情報を発信する行政が広報を強化することが課題と思われる。
- ・意見を出す機会やそこでの内容を反映することは大切なことであり、必要である。
- ・意見の反映が可能となった段階で公表することが重要である。
- ・予め計画案を公表し、意見を反映させるといった内容を盛り込んでどうか。
- ・「パブリックコメント」といっても分かりにくいので、「意見公募手続」でよいのではないか。

(意見等の取扱い)

第 19 条 市長等は、市民から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第 19 条は、意見等の取扱いについて規定しています。

<説明>

市長等は、市民からの市政に対する意見、要望、提言等に対して、迅速かつ誠実に対応することを定めています。なお、本市では「佐賀市広報広聴事務取扱規程（平成 17 年訓令第 1 号）」に広聴事務の実施手続を定めており、具体的には「市政に対する要望等に関する処理要領」に基づき、市民からの市政に対する意見、要望、提言等について処理を実施しています。

○市政に対する要望等に関する処理要領

(区分)

第 2 条 市に提出される要望等については、次に区分する。ただし、制度や事務事業についての照会や錯誤による苦情で説明することによって理解を得られたものを除くものとする。

- (1) 市政への提言
- (2) 市民からの要望・苦情等
- (3) 陳情書・要望書

2 市政への提言は、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他の施設に設置する提言箱に提出されたもの
- (2) 市のホームページに設置する電子提言箱に提出されたもの
- (3) 市長あてに郵送，ファックス，電子メール等により提出されたもの。ただし，第 3 項に規定する陳情書・要望書に該当するものを除く。
- (4) 窓口における文書の提出及び口頭による申立て並びに電話による申立ての中で，特に市政への提言としての取扱を提出者が希望するもの

3 陳情書・要望書は，複数の市民又は各種団体から文書で提出された陳情書及び要望書とする。

4 市民からの要望・苦情等は，前 2 項に規定する以外の要望等とする。

(回答期限)

第 7 条 所管課の長は，要望等に対する回答が必要な場合は，要望等の受付日から 10 日以内に提出者に回答するものとする。ただし，やむを得ず期限内に回答できない場合は，回答できない理由，処理状況及び予定する回答日を提出者へ回答するものとする。

(進行管理)

第 9 条 回答書又は報告書を作成した所管課の長は，要望等に対して，検討が必要なものとして回答した場合，要望等に対する検討又は事務処理の遺漏等不適切な処理がなされないよう進行管理を徹底しなければならない。

2 所管課の長は，要望等の処理について，秘書課長から処理状況の報告を求められた場合は，速やかに報告しなければならない。

【主な意見】

- ・市民が情報発信する仕組みは重要である。
- ・市民生活に根ざした声を届けるべきであり、『市政にシンプルに参画する』ために必要である。
- ・要望を出した後の対応を含め、誠実な対応や回答をしてほしい。
- ・要望を出したからといって不利益を受けないような配慮が必要。

(審議会等)

第 20 条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第 20 条は、市の設置する審議会、委員会等の委員の選任について規定しています。

<説明>

市長等は、審議会の委員を選任する際、専門的な知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、地域や性別、年齢等についても配慮しながら、公募等により幅広い層の市民から選任するよう規定しています。

なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、審議会等の性質上、公募に馴染まないものもあることから、例外規定を設けています。

【主な意見】

- ・現状をみると公募委員の比率が低い。委員を公募して、委員のやる気を活かすべきである。
- ・審議会は、より開かれたものにすべき。
- ・性別は偏らないようにし、公募委員の比率の向上を目指すような内容にしたい。
- ・メンバー選考における重複をさけたほうが良いと思う。(選ばれる人を固定化しない)

(住民投票)

第 21 条 市長は、市政に係る重要事項について、市民の意思を市政に反映させるため、その事項ごとに投票資格、投票方法等を定めた条例により、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第 21 条は、住民投票について規定しています。

<説明>

(第1項関係) 住民投票制度は、住民の意思を直接問う市民参加の手法の一つです。

市長は、市政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができることを規定しています。ここで、「市政に係る重要事項」とは、例えば、市町村合併の是非、原子力発電所の設置の是非、産業廃棄物処理施設の設置の是非など、市民生活に重大な影響を及ぼす事項が想定されます。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると、住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

また、住民投票の実施には多大な労力と費用を要するため、その実施にあたっては、慎重な議論はもとより、市民の十分な理解が必要です。

そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者など住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとしています。なお、重要事項であっても、一部特定の地域や住民にかかわる事項は、住民投票の対象には適さないと考えられます。

□地方自治法に基づく条例の制定改廃にかかる請求又は発議の手續

主体	要件
住民	有権者の 1/50 以上の連署による条例制定の直接請求 (地方自治法第 74 条)
議会議員	議員定数の 1/12 以上の賛成による条例案の提案 (地方自治法第 112 条第 1 項・第 2 項)
市長	自らの発議による条例案の提出 (地方自治法第 149 条第 1 号)

(第 2 項関係) 住民投票の結果は法的拘束力を持ちませんが、市長は政策判断の際、その結果を尊重すべきであることを述べています。

【主な意見】

- ・市民の意思表示として必要である。
- ・制度の乱用防止のため、個別設置型がよい。一方、即応性にも配慮を要する。

- ・常設型住民投票のデメリットよりメリットを優先すべき。ただし、費用等のデメリットには配慮を要する。
- ・住民投票のタイプを個別設置型とするか常設型とするかについては、常設型では迅速性などが担保されるメリットはあるものの、案件ごとに柔軟な運用が可能となる個別設置型を基本とするべきである。
- ・住民投票が実施される場合、投票資格、投票方法等は、事項ごとに設置される住民投票条例に規定されることを明確にするべきだと思う。
- ・結果の尊重義務については、「重すぎる」という意見と「必要」という意見の両論があるが、住民投票を実施した時点で結果を尊重することが当たり前であることから、あえて明文化する。

(協働の推進)

第 22 条 市民活動団体、事業者、市長等及び議会は、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

【解説】

<趣旨>

第22条は、協働の推進について規定しています。

<説明>

協働のまちづくりはそれぞれの主体がお互いの得意分野を生かし、役割分担のもとで進めることが必要です。そのため、市民活動団体、事業者、議会及び市長等の異種・異質な組織それぞれが相互の自主性・主体性を尊重し、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力をして、まちづくりに取り組むことを定めています。

【主な意見】

- ・基本原則のひとつである「協働の原則」について、条項としてきちんと起こしておいた方がよい。

(地域コミュニティ活動)

第 23 条 市民は、安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、又は当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

- 2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第23条は、地域コミュニティ活動について規定しています。

<説明>

(第 1 項関係) 本市では、自治会や老人会、消防団、PTA、NPOなどにより、地域において様々な市民活動が行われています。例えば、地域コミュニティ活動の状況としては、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、

地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題の解決や地域の活性化を図る活動を行っています。

第1項では、第4条（自治の基本理念）を達成するための身近な地域での自主的な活動について規定しています。

また、本市では、地域と行政が連携し、住民が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層すすめるために、「地域コミュニティづくり」事業に取り組んでいるところです

（第2項関係）市長等は、第1項に規定する地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりをすすめることを定めています。

【主な意見】

- ・地域コミュニティの重要な位置づけとして、さらにコミュニティの関係を深めるためにも必要である。
- ・積極的に地域活動を行い、そのきっかけを与える為に必要である。
- ・校区（町区）等を中心にまとまっている土壌があることや市民活動の活性化を促進する観点からも必要であり、重要だと考えられる。
- ・地区によっては、住民の参加が少ない一面もあり。
- ・絆を深めるため、この規定は必要。
- ・市民活動の活性化を促進する。

(災害等への対応)

第 24 条 市長は、災害その他の緊急を要する場合（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他の関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制の適切な運用に努めなければならない。

- 2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民同士の助け合いに努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第24条は、市民生活の安全確保や市民相互の助け合いなど危機管理について規定しています。

<説明>

(第 1 項関係)安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、市長は、地震・台風・洪水などの災害や感染症の発生など緊急を要する場合、市民の生命、身体、財産の安全を確保するとともに、市民の財産のほか、水道、ガス、電気といった日常生活の基盤など暮らしの安全を確保し、防災・危機管理対策を充実させていきます。そのため、地域の自主防災組織や国、県、他の地方公共団体、関係機関と常日頃から連携し危機管理体制を構築しておくとともに、有事の際は緊密な連携のもと対応することが必要であることを規定しています。また、危機管理体制を適切に運用するには、検証し、見直していくことも重要です。

(第2項関係) 災害時などの緊急事態等への対応は、自分の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる初期消火や負傷者の救出、救護、避難誘導などといった地域の助け合いが不可欠であるため、市民や地域コミュニティは災害時に備え、日頃から、連携に努めるものとしています。

【主な意見】

- ・災害時の対策等は必須であり、市民の安全を確保しなければならないため、規定が必要である。
- ・災害時には、正確な情報伝達が必要である。
- ・危機管理体制を確立した後の「検証」も必要である。

(子どもへのまなざし)

第 25 条 市民、市長等及び議会は、別に条例で定めるところにより、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的にかかわる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第25条は、子どもへのまなざし運動について規定しています。

<説明>

本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的にかかわる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しています。第24条では、「佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）」に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を規定しています。

○佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 大人は、子どもの育成に対する家庭、地域、企業等及び学校等の役割と責任を自覚するとともに、これらの相互の又は全体としての連携及び協働を図り、その役割と責任を果たすよう努めること。
- (2) 大人は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、当該権利の尊重に努めること。
- (3) 大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省み、自らを律すること。

【主な意見】

- ・「子育てしやすいまち（まなざし運動など）」、「(佐賀らしい)教育の町」、「教育を中心に据えた町」になったらよい。
- ・善か悪かで事を処する心の育成が大切である。
- ・佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例の趣旨や理念を生かす内容にすべきである。
- ・教育の歴史を誇るとともに更なる教育環境の充実を目指す。

(総合計画)

第26条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

- 2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民が積極的に参加することができるように努めなければならない。
- 3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るように努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第26条は、市の最上位計画である総合計画について規定しています。総合計画は、市役所にとっては、施策を展開する際の基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

<説明>

- (第1項関係) 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定することを規定しています。また、計画を確実に実行するため、行政評価を行い、適切に進行管理を行うこととしています。
- (第2項関係) 総合計画は、計画期間における本市のまちづくりの方向性を決定する重要な計画であることから、その策定に当たっては、企画立案段階から市民意向調査やパブリックコメントの実施、総合計画審議会への諮問を行うなど、市民が多種多様な機会に参加できるように努めなければならないこととしています。
- (第3項関係) 各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合性を図るとともに、各行政分野の基本的な計画の相互に齟齬を生じないように調和を図ることを規定しています。

【主な意見】

- ・行政運営の要であるため、規定が必要である。総合計画がなければ基本的な指針がわからない。
- ・佐賀市の将来のまちづくりの『基』となる為、重要だと思う。
- ・市の最上位計画である総合計画の策定には、市民の積極的な参加が必要である。

（行政評価）

第 27 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政の推進を図るため、総合計画を進行するに当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映させなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民が参加できる機会を確保するとともに、その結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第 27 条は、行政評価について規定しています。

<説明>

（第 1 項関係）計画（PLAN）－実施（DO）－評価（SEE）という市の政策過程における改善は、市政運営の効果や効率化を確保するために必要です。

そのため、本市では総合計画の進行にあたり行政評価を実施し、効果的かつ効率的な市政運営を行うことが必要であり、その結果を市政に反映させなければならないこととしています。

（第 2 項関係）行政評価の実施に当たっては、市民意向調査など市民の参加が参加できる機会を設けるものとし、市民への説明責任を果たすため、行政評価の結果を市報などを通じて市民にわかりやすく公表するとともに市民に意見を求めることとしています。

【主な意見】

- ・目標に対し成果を明らかにする為、評価は必要である。
- ・行政評価は、総合計画、財政運営と連動しているから当然規定すべき。
- ・行政評価については、『計画』、『実施』、『評価』の 3 段階をしっかりと行い、積極的な市民参加を求めるとともに、積極的に内容を盛り込みたい。

(財政運営)

第 28 条 市長は、財政の健全化に努め、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第 28 条は、財政運営に関する基本的事項を規定しています。

<説明>

(第 1 項関係) 財政の健全化は、自立した市政運営の土台となります。財源を効果的かつ効率的に活用し、中長期的に安定した財政運営を目指します。

(第 2 項関係) 予算や決算などの財政状況については、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項、佐賀市財政状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 56 号）に基づき、毎年 7 月と 11 月に市民が理解しやすいよう、分かりやすく公表していきます。また、このような重要な情報の公開は、市政の透明性の確保につながります。

【主な意見】

- ・健全な行財政運営に努めるためにも必要な規定である。
- ・財政については、適正に管理するとともに効果的に活用し、それらを公表することが必要である。
- ・市の財源、運営内容を理解しないと市政に参加できない。

(行政手続)

第 29 条 市長等は、市民の権利及び利益の保護に努めるため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を適切かつ迅速に行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

【解説】

<趣旨>

第 29 条は、行政手続について規定しています。

<説明>

行政手続とは、市民が許認可を得るために役所の窓口書類を出すときや、市民が役所から行政処分や指導を受けたりするときなどに、市民と役所との間に行われる手続のことです。

ここでは、方針のみを規定し、詳細については、別の条例に委ねることとしています。

具体的には、本市では市民の権利や利益の保護を図るために、佐賀市行政手続条例（平成 17 年条例第 18 号）を定めています。

【主な意見】

- ・行政手続においては、「行政運営の公正」や「透明性の確保」、「市民の権利の利益の保護」などが重要であるため、条文として必要である。
- ・行政手続は当然のことだから、わざわざ自治基本条例に規定しなくてもよいのではないか。

(国及び他の地方公共団体との関係)

第30条 市長等は、国及び他の地方公共団体と共通する課題又は広域的な課題を解決するため、これらと連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第30条は、国、他の地方公共団体（県も含まれる。）との連携や協力について規定しています。

<説明>

本市のまちづくりをすすめるため、国や県とは、それぞれの役割に応じて連携・協力して共通する課題を解決していかなければなりません。また、行政課題の中には、河川、道路、防災、環境問題、経済活動など1つの自治体にはとどまらない広域的なものがあります。そのような広域的に取り組むことが効率的な行政課題は、近隣の地方公共団体を中心として連携・協力を努めることを規定しています。

【主な意見】

- ・佐賀市と共通の課題などがあると考えられるので、国や他の自治体との連携は必要である。
- ・佐賀市だけでは動けない事も多々あると考えられる。
- ・(災害等)危険管理の面でも連携や協力が必要である。

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

<趣旨>

第31条は、まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。

<説明>

国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われれます。

このうち、本市では、青少年育成、文化交流など国外の姉妹都市や友好都市との国際交流のほか、市産品の海外販路開拓といった国際戦略事業にも取り組んでいます。

【主な意見】

- ・これからの日本のためにも国際的なつながりは必要である。
- ・島国日本。明文化しておかないと。
- ・国際的な視野を含めた理解や協力についての表現が欲しい。
- ・市が行う国際交流事業だけではなく、市民の自発的な連携も重要となってくる。

(佐賀市自治基本条例検証委員会)

第32条 市長は、この条例の運用状況について検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

- 2 検証委員会は、市長の諮問に基づき、この条例の見直しに関する事項その他重要事項について審議するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

<趣旨>

第32条は、「自治基本条例検証委員会」について規定しています。

<説明>

(第1項関係) 市長は、この条例の運用状況について検証するため、「佐賀市自治基本条例検証委員会」を設置することを定めています。

(第2項関係) 検証委員会は、市長の諮問に基づき、自治基本条例の見直しに関する事項やその他重要事項について審議することを定めています。自治基本条例に則したまちづくりを実施するために、条例の主旨に沿った市政やまちづくりが進められているのか、不足している項目がないか、など必要に応じた検証がなされます。

(第3項関係) 検証委員会の人数や構成、任期等の組織や運営に関しての必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

【主な意見】

- ・推進方策を考えるにあたり、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（SEE）の仕組みが必要ではあるが、このサイクルすべてを市民が担うのは難しい。
- ・1年に数回は委員会を実施しなければ効果が見えてこないのではないかと感じる。
- ・市民参加を積極的に行い、自分たちでやっていくという意識を持つことは重要であると考えられる。
- ・この条例案を検討してきた過程を知る人が委員会に入っていないと困る。
- ・見直しという部分でどこをどう見直すかを考える必要がある。
- ・「何をもって条例が推進されているのか」を指標化することは大変難しいが、情報公開の実績数などを積み上げるしかないのではないかとと思う。

(条例の見直し)

第 33 条 市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問しなければならない。

【解説】

<趣旨>

第33条は、この条例の見直しについて規定しています。

<説明>

(第 1 項関係) 昨今の状況を踏まえると、今後の社会情勢や経済情勢の変化は、予想できない状況です。

そこで、自治の在り方をより進んだものとしていくために、4 年を超えない期間ごとに条例の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることを定めています。

また、4 年という期間は、市長の任期 4 年とも一致しており、本市のまちづくりの理念を示す自治基本条例を市長が任期中に一度は見直すという意味も含んでいます。

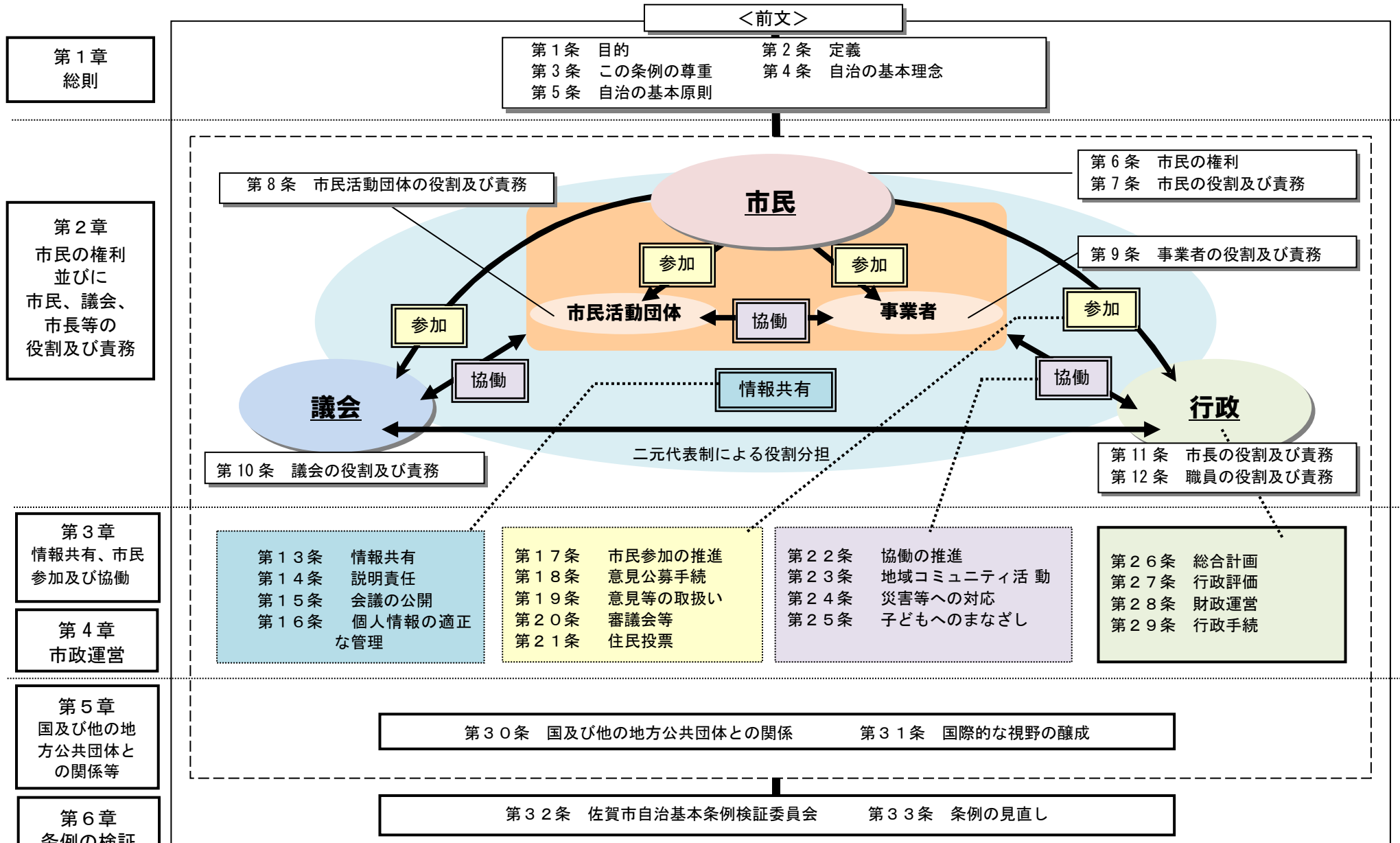
(第 2 項関係) 市長は、条例の見直しを行う際は、第 32 条に規定する検証委員会に諮問しなければならないことを規定しています。

【主な意見】

- ・見直しの期間は定めた方がよい。
- ・期間を定める場合は、「総合計画の改訂にあわせる」、或いは「議員の任期である『4 年』にあわせる」。
- ・期間を市長の任期である 4 年とすれば、任期中に一度は見直すことができるのではないか。
- ・「4 年を超えない範囲」が、短くもなく、長くもなく、丁度良い。
- ・必要に応じて見直せばよく、期間の設定は必要ない。

2. 参考資料

(1) 佐賀市自治基本条例素案の構成 (体系図)



(2) 佐賀市自治基本条例検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における自治の基本ルールを定める(仮称)佐賀市自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に当たり、広く市民の意見を聴くため、佐賀市自治基本条例検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自治基本条例に係る調査研究
- (2) 条例素案の作成及び市長への提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例制定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により市民から選出された者
- 3 市長は委員が欠けたときは、前項に規定する者のうちから補充の委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定による所掌事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長の推薦により定める。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は公開とする。
- 3 会長は特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(解嘱)

第7条 市長は、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その任期中においてもこれを解嘱できる。

- (1) 心身の故障等により職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 検討会議の運営を著しく妨害する等、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(部会の設置)

第8条 会長が必要と認めるときは、検討会議の所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(アドバイザー)

第9条 会長が必要と認めるときは、検討会議にアドバイザーを置き、意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、企画調整部総合政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか検討会議の運営に必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月18日から施行する。

(3) 佐賀市自治基本条例検討会議委員名簿

平成25年3月23日現在

佐賀市自治基本条例検討会議委員 35名				
	氏名	ふりがな	所属等	備考
1	荒牧 軍治	あらまき ぐんじ	佐賀大学 名誉教授	(会長)
2	小城原 直	おぎはら すなお	自治会協議会 副会長	
3	香月 道生	かつき みちお	株式会社 北島 代表取締役	
4	小林 紀	こばやし みち	佐賀市ボランティア連絡協議会	
5	下村 律子	しもむら りつこ	佐賀市文化連盟川副支部 大詫間趣味の会 代表	
6	田中 夏代	たなか なつよ	三瀬村農家レストラン 代表	
7	奈須 祐治	なす ゆうじ	佐賀大学 経済学部 准教授	(起草部会)
8	高原 陽子	たかはら ようこ	元 佐賀新聞社 編集局 記者	(起草部会)
9	松尾 和男	まつお かずお	佐賀市市民総参加子ども育成運動 推進委員会 副委員長	(副会長/起草部会長)
10	山下 雄司	やました ゆうし	地球市民の会 理事長	
11	吉浦 英登	よしうら ひでと	公募	
12	西村 イサ子	にしむら いさこ	公募	
13	木塚 真由美	きづか まゆみ	公募	
14	田中丸 眞廣	たなかまる まさひろ	公募	
15	古賀 史明	こが ふみあき	公募	
16	森田 梨嵯	もりた りさ	公募	
17	武本 知子	たけもと ともこ	公募	
18	江口 麗子	えぐち れいこ	公募	
19	堤 惟義	つつみ ただよし	公募	
20	山口 洋昭	やまぐち ひろあき	公募	
21	西村 健彦	にしむら たけひこ	公募	
22	前田 治久	まえだ はるひさ	公募	
23	徳永 竜也	とくなが たつや	公募	
24	野方 幹子	のがた みきこ	公募	
25	矢坂 博子	やさか ひろこ	公募	
26	吉村 レイ子	よしむら れいこ	公募	
27	湯川 淳哉	ゆかわ じゅんや	公募	
28	江副 友美	えぞえ とみみ	公募	
29	川浪 京子	かわなみ きょうこ	公募	
30	島 剛	しま たけし	公募	
31	亀山 清美	かめやま きよみ	公募	
32	西村 康喜	にしむら やすき	公募	(起草部会)
33	矢渡 高次	やわたり たかじ	公募	(起草部会)
34	徳永 浩	とくなが ひろし	公募	(起草部会)
35	石橋 孝彦	いしばし たかひこ	公募	

※順不同

(4) 検討経過

■自治基本条例検討会議（全体会）

平成24年2月18日から平成25年3月23日まで計15回開催しました。

対応条項	日付	内容
●条例の基本的な考え方 ・前文 ・目的 ・基本理念 ・基本原則 ・参加と協働	平成24年2月18日（土） 第1回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議の趣旨について理解する。 自治基本条例がどのようなものかを知る。 まちづくりについて話し合い、参加者の交流を行う。
	平成24年3月24日（土） 第2回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の必要性について学ぶ。 （講師：地方自治総合研究所 辻山幸宣所長） 検討会議の進め方について審議する。
	平成24年4月22日（日） 第3回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市の「協働のまちづくり」の現状について学ぶ。 協働によるまちづくりの課題について考える。
	平成24年5月19日（土） 第4回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりについて学ぶ。 （講師：九州大学大学院 加留部貴行客員准教授） 協働のまちづくりについて大切なことを検討する。
	平成24年6月17日（日） 第5回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「条例とは何か」について学ぶ。 （講師：佐賀大学経済学部准 奈須祐治准教授） 「前文、目的」について検討する。
●まちづくりの主体の役割・責務 ・言葉の定義 ・各主体の役割 ・各主体の責務	平成24年7月7日（土） 第6回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくりと役割分担（市民・行政）」について検討する。
	平成24年7月29日（日） 第7回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくりと役割分担（行政・議会）」について検討する。
	平成24年8月18日（土） 第8回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 文書法制上の留意点について学ぶ。 「役割・責務の素案」について検討する。
●まちづくりのしくみ ・行政運営 ・情報共有 ・参加の手法	平成24年9月22日（土） 第9回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「行政運営、政策形成、連携協力」について学ぶ。 「行政運営、政策形成、連携協力」について検討する。
	平成24年10月13日（土） 第10回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「参加の手法、情報共有」について学ぶ。 「参加の手法、情報共有」について検討する。
	平成24年11月10日（土） 第11回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「行政運営、政策形成、参加の手法、情報共有」の素案について検討する。
・住民投票 ・推進体制	平成24年12月1日（土） 第12回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「住民投票、推進方策」について学ぶ。 「住民投票、推進方策、佐賀らしさ」について検討する。
●条文の調整 ・全体	平成25年1月20日（日） 第13回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 条文素案について検討する。 [条例の体系、情報共有・参加及び協働、市政運営、他の地方公共団体との関係、国際交流]
	平成25年2月23日（土） 第14回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 条文素案について検討する。 [推進方策、前文、定義、目的、位置付け、基本理念、基本原則、市民の権利、市民・議会・市長等の役割及び責務、情報共有・参加及び協働]
	平成25年3月23日（土） 第15回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 条文素案（全体）について検討する。 提言書（案）について検討する。

■自治基本条例検討会議（起草部会）

検討会議の下部組織となる起草部会（検討会議委員から6名を選出）を平成24年6月に設置し、平成24年7月11日から平成25年3月8日まで計8回開催しました。主に検討会議で出された意見を整理し、精査した上で検討会議へ打ち返しを行いました。

対応条項	日付	内容
●条例の基本的な考え方 ・前文 ・目的 ・基本理念 ・基本原則 ・参加と協働	平成24年7月11日（水） 第1回起草部会	・検討会議意見の整理、修正案の検討
●まちづくりの主体の役割・責務 ・言葉の定義 ・各主体の役割 ・各主体の責務	平成24年8月29日（水） 第2回起草部会	・検討会議意見の整理、修正案の検討
●まちづくりのしくみ ・行政運営 ・情報共有 ・参加の手法	平成24年11月19日（月） 第3回起草部会	・検討会議意見の整理、修正案の検討
・住民投票 ・推進体制 ・佐賀らしさ	平成24年12月10日（火） 第4回起草部会	・検討会議意見の整理、修正案の検討
●条文の調整 ・全体	平成24年12月25日（火） 第5回起草部会	・条例全体の精査①
	平成25年1月9日（水） 第6回起草部会	・条例全体の精査②
	平成25年2月7日（木） 第7回起草部会	・条文案、逐条解説の整理
	平成25年3月8日（金） 第8回起草部会	・最終案の検討

■自治基本条例シンポジウム

「これからのまちづくりを考えるシンポジウム～佐賀市自治基本条例の制定に向けて～」と題して、広く市民と条例に込める思いを共有し、条例の理念の理解を深めたいという考えからシンポジウムを開催しました。

対応条項	日付	内容
●条文の構成 ・主に前文	平成25年2月17日（日） シンポジウム	・基調講演 （講師：地方自治総合研究所 辻山幸宣所長） ・検討会議の経過報告、パネルディスカッション

(5) 広報活動について

■会議の公開

検討会議、起草部会の開催にあたっては、開催日時・会場などを事前に公表し、全て公開してきました。

■「自治基本条例だより」の発行

各回の検討会議の内容を多くの方に分かりやすくお知らせするため、A3版の両面一枚にまとめた「自治基本条例だより」を発行し、市立公民館30館、市立図書館7館、市役所内に設置しています（一冊にまとめたファイルも設置）。また、市のホームページから入手することもできます。

【例：「自治基本条例だより1号」の表面】

委員アンケート結果

ワークショップの印象は？

よかった	58%
よかった	58%

グループ内の議論は？

よかった	45%
よかった	58%

ワークショップの手法について

知らない人と知り合いになった	22(48.9%)
自分とは違う考えの意見が聞けた	19(39.4%)
疑問点がいちいちなごを求められた	17(33.1%)
意見が言いやすいと思った	17(33.1%)
自分の意見を確認できた	9(26.1%)
面白い手法だと思った	11(36.4%)

主な自由意見（感想）

- 初めてのワークショップ楽しかった
- はじめての経験で大変よかった
- 佐賀の街がこれからは新しい発展をとげること期待している。
- 第1回に引き続き、高気ある会議を行ってきたい。
- ワークショップなど色々な手法で意見を集めることは大切で、いい議論ができたと思う。

主な自由意見（質疑）

●議会にも自治基本条例制定の調査特別委員会が設置されているが、この検討会議との関係は？

⇒それぞれの議論の過程で意見集約の準備が必要となった場合には、必要に応じて、意見交換などの機会をつくり、進めていくこととされています。

また、検討会議で条例案を作成していただきますが、その案をベースとして、特別委員会の調査結果や市民説明会で市民から出された意見などの様々なご意見を踏まえて、最終的に条例案を作成いたします。

●1年6ヶ月を要するとのことであるが、その期間は？

⇒他都市での検討委員会等での検討期間は、約1年～1年半程度が多く、出来るだけ多くの意見をいただくために、本市でも1年を超える期間をお願いしています。また、案完成後の市民説明会や条例審査など必要な期間を勘案して、1年半程度を予定しているところであります。

●検討会議の参加費はどのくらいか？（昼食代含む）

⇒ワークショップを中心とした活動を予定しており、まずは参加可能な委員によるグループワークを行うことが必要と考案。定数は取らせておりません。

開催情報 ●第2回検討会議 平成24年3月24日（土）10:00～ 佐賀市A会議6階 大会議室
●第3回検討会議 平成24年4月22日（日）10:00～ 佐賀市役所6階 6-2会議室

佐賀市自治基本条例だより1号

自治基本条例検討会議がはじまりました！

議事次第

1. 開会
2. 挨拶の交付
3. 出席者挨拶
4. 会長、副会長の選任
5. 会長、副会長挨拶
6. 閉会

(1) 会議の公開について
(2) 議事録の作成及び事務連絡
(3) ワークショップの開催
第一、プログラム説明、グループ分け、参加者の確保
第二、自治基本条例の理解
第三、佐賀市がこんなまちにしたい
第四、各グループの発表

佐賀市では「活かあるまちづくり」の実現に向けて、その仕組みやルールづくりとして「自治基本条例」の制定を検討しています。

2月18日に第1回目の検討会議（市民公募等により選任された委員35名で構成）を開催しました。1回目ということで市長より挨拶の交付があり、検討会議の会長、副会長の選任を行い、会長は高牧軍治氏、副会長は松尾拓明氏に決定しました。

その後、ワークショップ形式で自治基本条例について学び、「佐賀市がこんなまちになったらいいな」といったテーマで議論を行いました。初めての検討会議ということで、はじめは皆さん緊張されていたようですが、グループに分かれて作業を進めているうちに雰囲気もなれ、佐賀市の将来像について熱心な議論がなされました。

■「市報さが」への掲載

検討会議の検討経過などをお知らせするため、佐賀市の広報誌「市報さが」に掲載しました。

①平成24年11月15日号 「自治基本条例の制定に向け検討を行っています」

- ・これまでの取り組みについて
- ・今後の取り組みについて

②平成25年2月1日号 「自治基本条例の制定に向け取り組んでいます」

- ・自治基本条例とは？
- ・佐賀市での検討状況について
- ・シンポジウムの開催について

■市ホームページへの掲載

検討会議の会議資料や会議結果、自治基本条例だよりなどは、佐賀市のホームページで閲覧・入手することができます。佐賀市ホームページ (<http://www.city.saga.lg.jp/>) から「自治基本条例」と検索してください。